

## 「環境対応車普及促進事業」に係る事務局の募集について（公募要領）

平成22年2月  
経済産業省  
国土交通省

経済産業省及び国土交通省では、環境対応車普及促進基金の設置・管理を行う法人から委託を受けて、環境対応車普及促進事業実施要領（平成22・02・01財製第3号）及び「環境対応車普及促進事業実施要領（平成22年2月1日付 国自総第441号）」第4に定める環境対応車普及促進事業（以下「環境対応車普及促進事業」という。）を実施する事務局の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

## 公募要領目次

### I. 「環境対応車普及促進事業」事務局公募要領について

1. 総則
2. 業務内容
3. 予算額等
4. 参加資格
5. 説明会の開催
6. 企画書募集に関する質問の受付及び回答
7. 企画書等の提出書類、提出期限等
8. 企画提案会の開催
9. 審査の実施
10. 契約の締結等

### II. 「環境対応車普及促進事業」事務局設置運営業務の概要

1. 業務の目的
2. 業務内容

### III. 企画書作成事項

1. 業務に対する理解度
2. 業務実施方法等の提案
3. 業務実施フロー
4. 業務実施体制
5. 業務実績

### IV. 「環境対応車普及促進事業」事務局設置運営業務に係る企画書審査の手順について

1. 外部評価委員会による審査
2. 企画書等の審査方法

### V. 「環境対応車普及促進事業」事務局設置運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表

# 「環境対応車普及促進事業」事務局公募要領

## 1 総則

「環境対応車普及促進事業」事務局設置運營業務に係る公募の実施については、この要領に定めます。

## 2 業務内容

本業務の内容は、別添1「『環境対応車普及促進事業』事務局設置運營業務の概要」のとおりとします。

## 3 予算額等

業務の予算額は、「環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金の募集について」により選定された基金設置法人（以下「基金設置法人」という。）との契約に基づき、同基金（2,609億円（消費税及び地方消費税額を含む。))を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）として決定されます。

委託費用の区分は別表のとおりとします。なお、委託費用のうち業務管理費は可能な限り合理化することに努めるものとします。

## 4 応募資格

次の（1）～（7）までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- （1）日本国において登記された法人であること。
- （2）燃費、排ガス規制等、自動車の環境・エネルギーに関する法規や制度、登録・届出や自動車リサイクルなどの流通に関する制度に精通しており、また本事業に類似の事業に関する実績を豊富に有し、かつ本事業の遂行に必要な組織、人員を有することが可能であること。
- （3）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （4）国及び基金設置法人が本事業を推進する上で必要とする措置を、迅速かつ効率的に遂行できる体制を構築できること。
- （5）本事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- （6）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- （7）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

## 5 応募の方法について

### （1）応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスク、デジタルバーサタイプディスク又はUSBメモリーを、公募期間内に持参又は郵送によ

り、経済産業省及び国土交通省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「『環境対応車普及促進事業』事務局応募書類」と赤字で明記してください。

## (2) 公募期間

平成22年2月3日（水）から平成22年2月15日（月）17時必着

## (3) 提出書類（様式が指定されているもの以外は様式自由とする。）

### ① 公募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去3年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）を添付してください。）

### ② 法人の定款又は寄付行為

### ③ 法人の概要が分かる説明資料

### ④ 過去3年程度の事業報告及び決算報告

### ⑤ 事業実施計画書

### ⑥ 申請方法、周知方法、申請書類等の事業実施方法に関する説明書

### ⑦ 実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書

### ⑧ 業務管理費内訳書【様式3】

「『環境対応車普及促進事業』事務局設置運營業務」を実施するために必要な業務管理費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

①～⑧の書類を経済産業省及び国土交通省に対しそれぞれ5部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク、デジタルバーサタイプディスク又はUSBメモリー（一部）を同封してください。

ただし、添付書類については、書類（紙）のみの提出でも結構です。

## (4) 受付先

経済産業省製造産業局自動車課

環境対応車（補助金）担当

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

国土交通省自動車交通局総務課企画室

環境対応車（補助金）担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

## (5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

① 持参又は郵送してください。

② 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とします。

③ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。（提出期限必着のこと。）

④ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行う

ことはできません。また、返還も行いません。

- ⑤ 参加資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- ⑥ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- ⑦ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑧ 提出された応募書類等は、経済産業省及び国土交通省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約候補者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。
- ⑨ 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の計画を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがあります。

#### (6) 応募に関する質問の受付及び回答

##### ○受付先

東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

経済産業省製造産業局自動車課

TEL : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 6 9 0

FAX : 0 3 - 3 5 0 1 - 6 6 9 1

E-Mail : hojyokin-kobo@meti.go.jp

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

国土交通省自動車交通局総務課企画室

TEL : 0 3 - 5 2 5 3 - 8 5 6 3

FAX : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 3 6

E-Mail : g\_TPB\_SOM\_KKS@mlit.go.jp

##### ○受付方法

電子メール、FAX（A4、様式自由）又は電話にて受け付けます。（来訪等による問合せには対応しません。）

##### ○受付期間

平成 22 年 2 月 9 日（火）までの平日の 10 時から 17 時まで

## 6 選定基準について

契約候補者の選定は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

### (1) 「環境対応車普及促進事業」事務局としての適格性

- 法人格の有無
- 本事業の類似事業の受託実績
- 組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等

## (2) 事業実施計画

- 事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

## (3) 事業実施方法

- 補助金交付の際の申請方法や周知方法、申請書類の妥当性

## (4) 事業実施体制と事務費用

- 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
- 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
- 業務管理費の金額の妥当性

## 7 審査の実施

- (1) 審査は、有識者から成る外部評価委員会が『環境対応車普及促進事業』事務局設置運營業務の公募申請案件に係る審査の手順（別添2）及び『環境対応車普及促進事業』事務局設置運營業務の公募申請案件に係る審査基準及び採点表（別添3）に基づき、提出された応募書類等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な応募書類等を提出した1者を選定し、契約者とします。
- (2) 審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

## 8 契約の締結等

「環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金の募集について」により選定された基金設置法人との間で実施要領第4環境対応車普及促進事業（基金の活用による委託事業）に定められる委託契約を締結するものとします。なお、審査の結果、契約者として選定されたとしても、契約手続の完了までは、基金設置法人との契約関係を生ずるものではありません。

基金設置法人は、契約者から見積書を徴取し（予定価格の制限の範囲内であることを確認し）、契約を締結します。

## 別 表

## 委託費用の区分

区 分	内 容
環境対応車普及促進事業費	環境対応車普及促進事業に要する経費
業務管理費	労務費、募集説明会費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、外注費

経済産業省製造産業局長 殿  
国土交通省自動車交通局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

「環境対応車普及促進事業」事務局公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 法人の定款又は寄付行為
- 2 法人の概要が分かる説明資料
- 3 過去3年程度の事業報告及び決算報告
- 4 事業実施計画書
- 5 申請方法、周知方法、申請書類等の事業実施方法に関する説明書
- 6 実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書
- 7 業務管理費内訳

(担当者欄)

所属部署名:

役職名:

氏名:

TEL:

FAX:

E-mail:

## 業務管理費内訳

必要となる業務管理費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となるすべての業務管理費（公募要領別表に掲げるものに限る。）について記載してください。

(別添1)

## 「環境対応車普及促進事業」事務局設置運營業務の概要

### 1. 業務の目的

環境対応車普及促進対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）及び低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）（以下「補助金」という。）を交付して環境対応車普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、環境性能に優れた自動車の購入に対する補助等の事業を行うことにより、環境対応車の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とします。

### 2. 業務内容

基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）から委託を受けて、環境対応車普及促進事業を実施するものとします。

#### (1) 補助対象車両及び補助金の交付額

補助対象車両及び補助金の交付額は、別添1別表に定めるほか、(3)により規定される交付規程によるものとします。

#### (2) 事業の実施期限

環境対応車普及促進事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとします。

なお、環境対応車普及促進事業においては平成22年9月30日までに新車新規登録又は新車新規検査届出及び経年車を使用済自動車として引取業者に引き渡すものを補助対象としております。

事業実施期間等について、事務局は、補助金交付決定及び補助金交付申請の状況等についてのデータを元に必要に応じて経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合には、事務局は事業の継続の有無について、速やかに経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人の指示を仰ぐものとします。

#### (3) 交付規程の承認

① 受託事業者は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人の承認を受ける必要があります。これを変更しようとするときも同様とします。

② 交付規程は以下の事項を記載するものとします。

- 一 交付対象要件の定義及び補助金の額
- 二 交付申請及び実績報告
- 三 交付の決定および補助金の額の確定等
- 四 申請の取下げ
- 五 計画変更の承認等
- 六 補助金の支払

- 七 交付決定の取消し等
- 八 環境対応車の管理等
- 九 受託事業者による調査
- 十 セキュリティ対策
- 十一 その他必要な事項

(4) 事業の実施体制等

受託事業者は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を行います。

- ① 補助金交付の申請・進捗状況を管理するシステムの設計、構築及び運営
- ② 事業の周知徹底
- ③ 本事業に関する問い合わせ、意見等及び補助金交付の申請・進捗状況に関する問い合わせ・意見等への対応

(5) 指導監督等

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人は、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行います。
- ② 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人に報告を行います。
- ③ 経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとします。
- ④ 受託事業者は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を国土交通大臣及び基金設置法人に報告を行います。
  - 一 当該期間に新たに補助金交付決定された交付決定額及び累計交付決定額
  - 二 当該期間に新たに補助金交付決定された対象車種毎の交付決定台数及び累計交付決定台数
  - 三 当該期間に新たに受理した補助金交付申請額及び累計申請額
  - 四 当該期間に新たに受理した対象車種毎の補助金交付申請台数及び累計申請台数
  - 五 当該期間に補助事業者を支払われた金額及び累計支払金額
  - 六 事業の周知徹底の状況
  - 七 本事業に関する問い合わせ、意見等及び補助金交付の申請・進捗状況に関する問い合わせ・意見等の内容
  - 八 情報セキュリティの管理状況
  - 九 事務に要した費用及びその明細
  - 十 事業の実施を通じて抽出された課題
  - 十一 その他事業の実施に当たっての特記事項
- ⑤ 受託事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣及び基金設置法人に報告を行います。

(6) 事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、委託費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとします。

(7) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要するについては、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとすることができます。

(8) その他

- ① 低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 25 日付 国自総第 534 号、国自旅第 357 号、国自貨第 165 号、平成 21 年 5 月 26 日付 国自貨第 18 号、平成 21 年 6 月 18 日付 国自総第 78 号、国自旅第 43-2 号、国自貨第 30 号、平成 21 年 7 月 23 日付 国自貨第 48 号、平成 22 年 2 月 1 日付 国自総第 442 号）に基づき平成 21 年 12 月 10 日までに国土交通省に対し自動車運送事業用自動車に係る環境対応車購入補助事業として低公害車普及促進等対策費補助金交付申請がなされたものであって、低公害車普及促進等対策費補助金（第 1 次補正予算分）により支出できないものとされたものについては、(3)に規定される交付規程に基づき受託事業者に対し補助金交付されたものとみなして、交付規程の規定を適用し、補助金の交付の手続き等を行うものとする。
- ② 受託事業者は、環境対応車普及促進事業実施要領（平成 22・02・01 財製第 3 号）及び「環境対応車普及促進事業実施要領（平成 22 年 2 月 1 日付 国自総第 441 号）」（以下「実施要領」という。）に疑義が生じたとき、実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは実施要領に記載のない細部については、経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとします。

別添1別表

補助対象車両及び補助金の額

	車齢13年超の経年車の廃車を伴うもの	車齢13年超の経年車の廃車を伴わないもの
軽自動車	12.5万円	5万円
登録車（車両総重量が3.5t以下のもの）	25万円	10万円
車両総重量が3.5t超のもの		
小型（3.5tクラス）	40万円	20万円
中型（8tクラス）	80万円	40万円
大型（12tクラス）	180万円	90万円

備考

- 1 車齢13年超の経年車の廃車を伴うものにあつては、平成21年4月10日から平成22年9月30日までに以下に掲げる車両又は備考3により交付規程に定める自動車を新規登録又は新車新規検査届出し、かつ経年車を使用済自動車として引取業者に引き渡すものを対象とします。
  - 一 車両総重量が3.5t以下のものにあつては、平成22年度燃費基準達成車
  - 二 車両総重量が3.5t超のものにあつては、平成17年排出ガス規制適合車
- 2 車齢13年超の経年車の廃車を伴わないものにあつては、平成21年4月10日から平成22年9月30日までに以下に掲げる車両又は備考3により交付規程に定める自動車を新規登録又は新車新規検査届出するものを対象とします。
  - 一 車両総重量が3.5t以下のものにあつては、平成17年排出ガス規制値75%低減達成かつ平成22年度燃費基準値15%以上達成車
  - 二 車両総重量が3.5t超のものにあつては、平成17年排出ガス規制値よりNO<sub>x</sub>又はPM10%以上低減達成かつ平成27年度燃費基準達成車
- 3 補助台数見込みは、約180万台とします。
- 4 この他、補助金交付の要件等について交付規程に定めるものとします。

「環境対応車普及促進事業」事務局設置運營業務に係る審査の手順について

1 外部評価委員会による審査

環境対応車普及促進事業に係る外部評価委員会（委員は有識者により構成し、非公開とする。）において、提出された応募書類の内容について、審査を行う。

2 応募書類等の審査方法

(1) 「『環境対応車普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、各委員が採点する。

【採点基準】

・ A (良い)	10点
・ B (やや良い)	7点
・ C (普通)	5点
・ D (やや悪い)	3点
・ E (悪い)	0点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を契約者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を契約者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を契約者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

## 「環境対応車普及促進事業」事務局設置運營業務に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名 \_\_\_\_\_

提案者 \_\_\_\_\_

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1. 「環境対応車普及促進事業」事務局としての的確性					
(1)	法人格の有無 (日本国内で登記された法人であるか。予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当しないものであるか。)	○又は×			
(2)	本事業の類似事業の受託実績 (本事業に類似の事業に関する実績を豊富に有しているか。過去に実施した類似事業に関し、遅滞なく処理を進められたか。等)	点 10		×1	点
(3)	組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等 (本事業を遂行する上で、燃費、排ガス規制等、自動車の環境・エネルギーに関する法規や制度、登録・届出や自動車リサイクルなどの流通に関する制度に精通しているか。)	○又は×			点
2. 事業実施計画					
(1)	事業実施計画(スケジュール)の妥当性、効率性 (事業目的に対し、事業実施計画(スケジュール)が定められているか。基金設置法人との契約後、速やかに補助金受け付けを開始する計画となっているか。)	点 20		×2	点
3. 事業実施方法					
(1)	補助金交付の際の申請方法や周知方法、申請書類の妥当性 (補助金申請から交付までの処理が迅速かつ的確に遂行されるか。申請・進捗状況を管理するシステムが構築されるか。周知方法は効率的かつ広範囲に周知できるものか。問い合わせ・意見等への対応を的確に実施できるか。)	点 20		×2	点
4. 事業実施体制と事務費用					
(1)	要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施 (ディーラ団体等との連携等事務処理を効率的かつ的確に遂行される体制やスキームを構築しているか。事務処理を滞りなく処理するのに十分な体制であるか。廃車の確認等不正防止のための適切な確認を行う体制やスキームを構築しているか。)	点 20		×2	点
(2)	適切な経営基盤、一般的な経理処理能力 (事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか。本事業の資金の管理体制の詳細について定められているか。)	点 10		×1	点
(3)	業務管理費の金額の妥当性 (要領別表に定める業務管理費の内容以外の項目を計上していないか。詳細な内訳により計上されているか。可能な限り合理化されているか。)	点 20		×2	点
合計					点

注1) 1. (1)及び(2)の審査基準を満たさないものは不合格として、選定対象としない。

注2) 応募書類等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような応募書類等は不合格として、選定対象としないことがある。

## 【採点基準】

A (良い)	10点
B (やや良い)	7点
C (普通)	5点
D (やや悪い)	3点
E (悪い)	0点